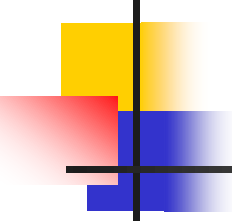


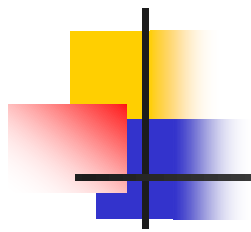
「自院に適した持続可能な外国人患者 受入れ体制構築のポイント」

2025年7月15日
国際医療福祉大学大学院
医療通訳・国際医療マネジメント分野
岡村 世里奈



本日の内容

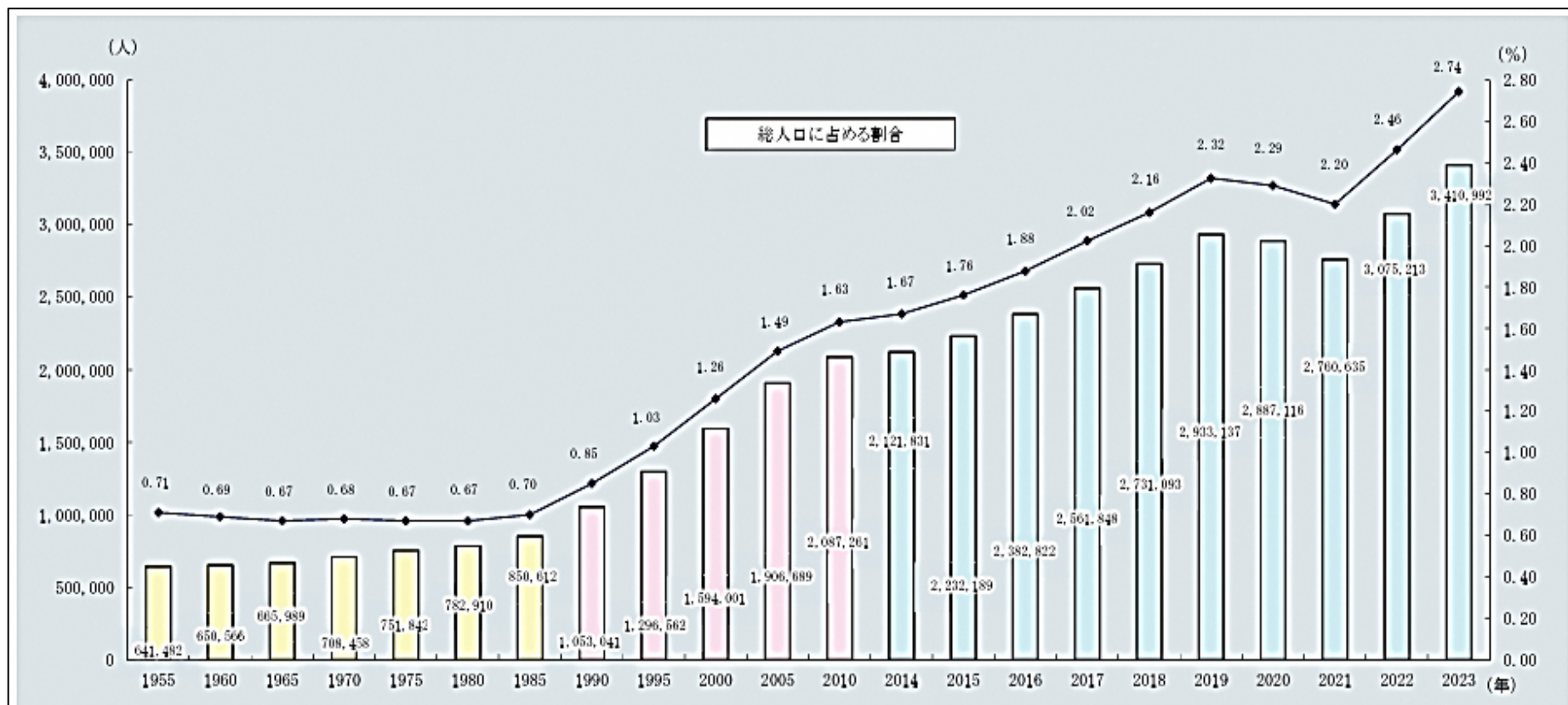
- I. データで見るわが国の在留外国人・訪日外国人旅行者をめぐる状況
- II. 医療機関における外国人患者受入れ体制整備の基本的な考え方
- III. 自院に適した体制整備の進め方
 - 1. 自院における外国人患者の受診状況や地域状況の把握
 - 2. その上で「自分達に必要なこと」を見極めましょう。
 - 3. 必要な情報や活用できるリソース・連携を探してみましょう。
 - 4. 自院に適したフロー・体制ができたなら、まずはそこから始めてみましょう。



I. データで見るわが国の在留外国人・ 訪日外国人旅行者をめぐる状況

1. わが国の在留外国人をめぐる状況

①在留外国人数の推移

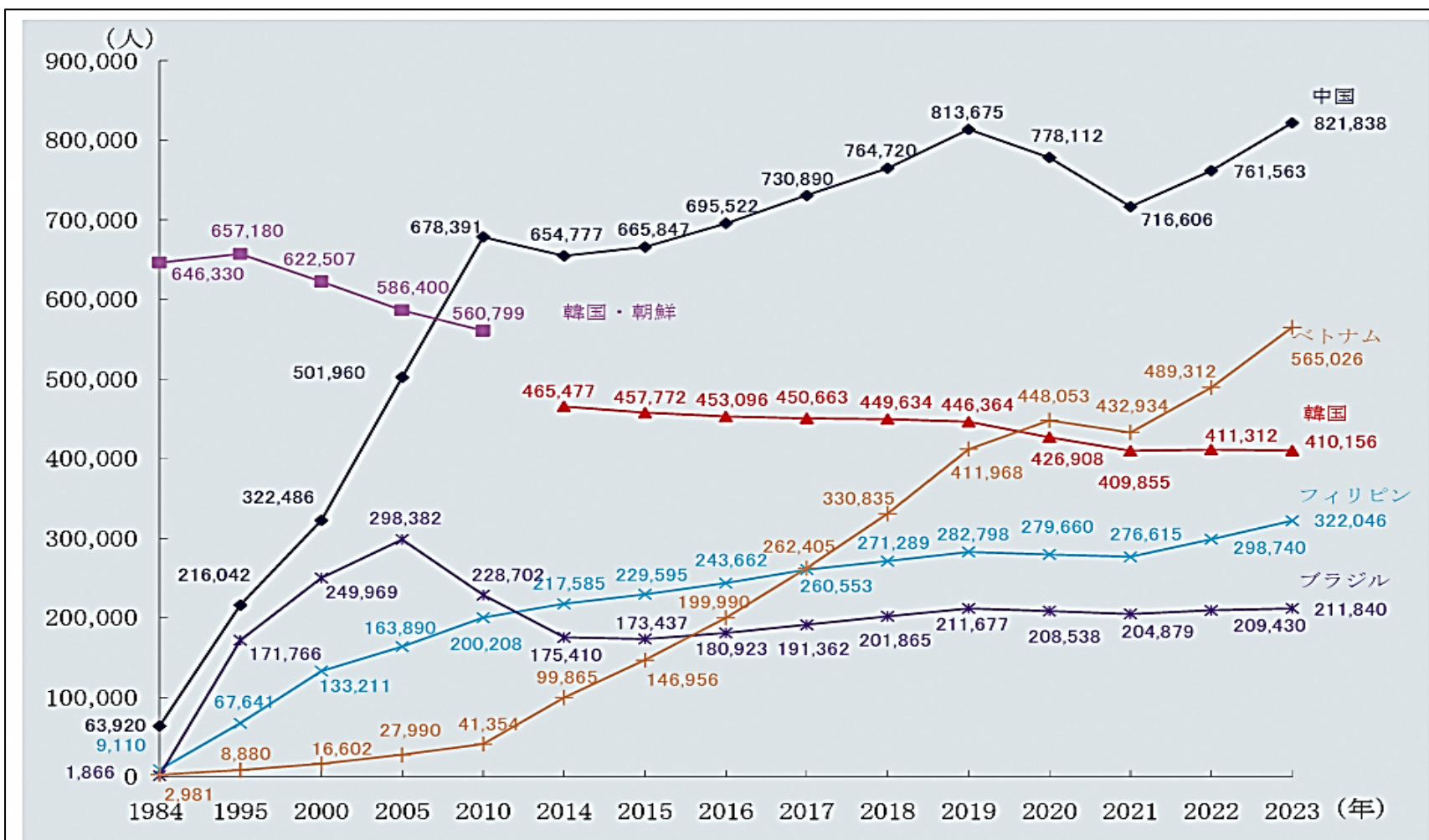


(※1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。

(※2) 1985年末までは、外国人登録者数、1990年末から2011年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

(※3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

<主な国籍・地域別在留外国人数の推移>



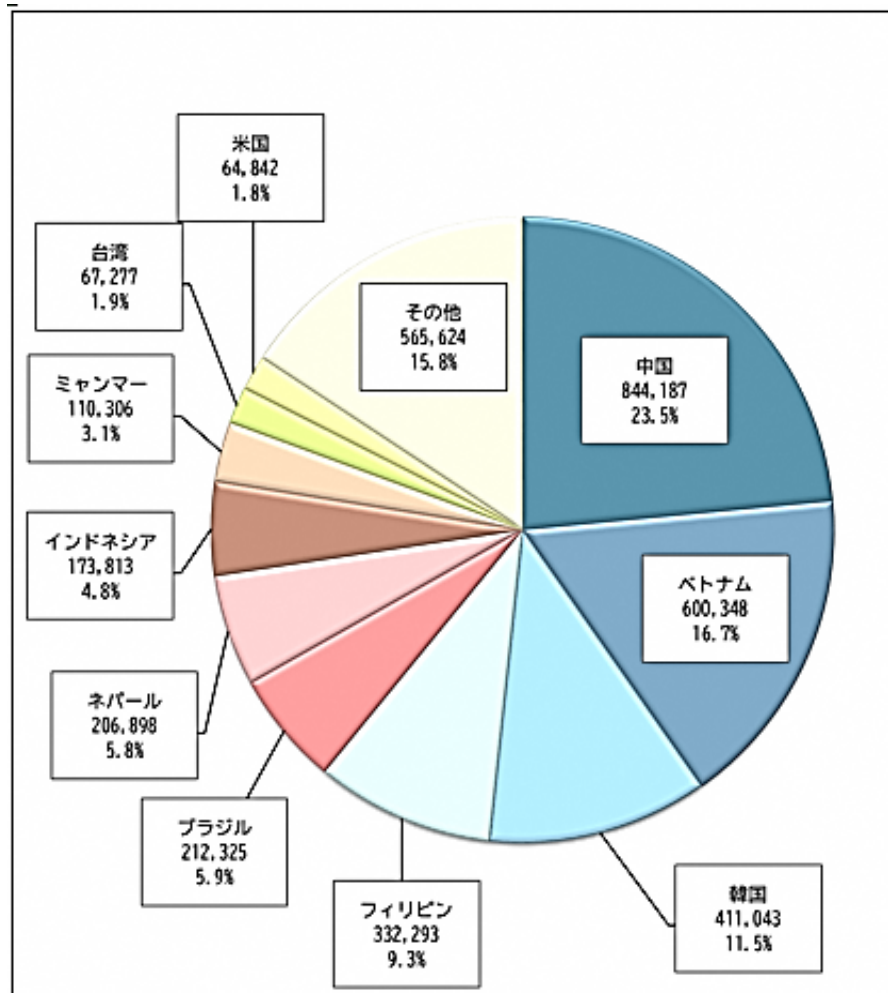
(※1) 2011 年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012 年末以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数である。

(※2) 2011 年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、2012 年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。

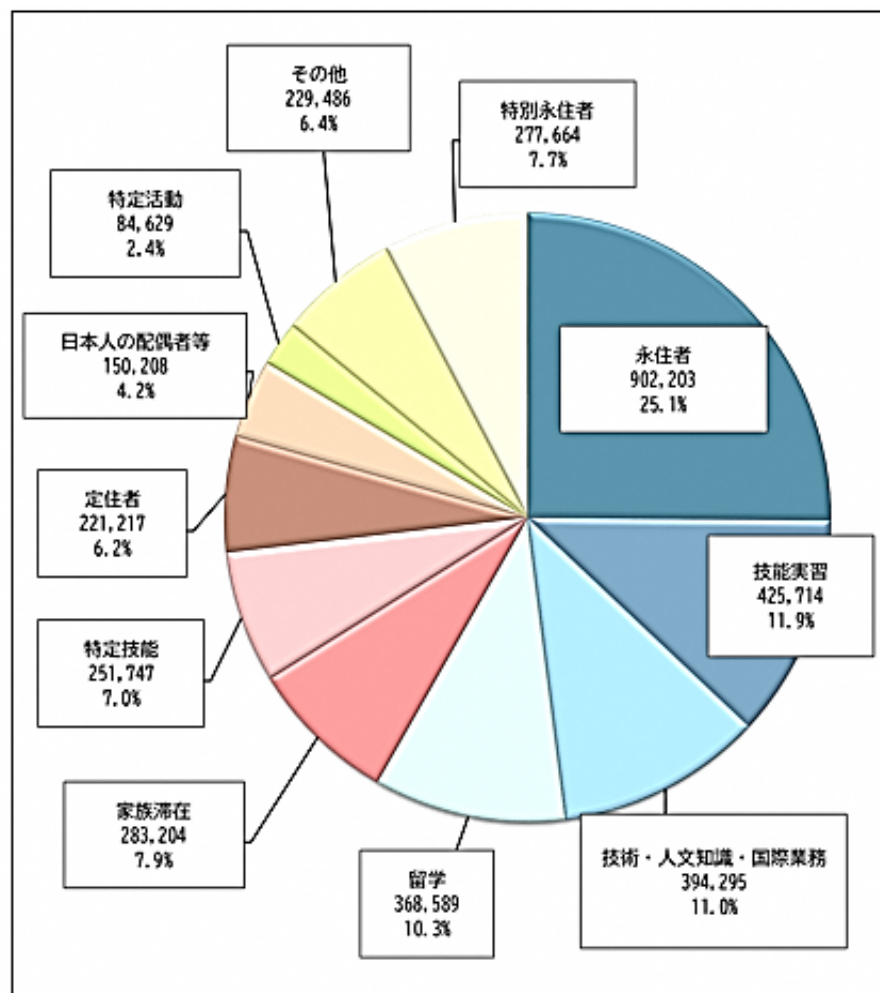
(※3) 2011 年末の統計までは、韓国と朝鮮を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、2012 年末の統計からは、「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

③国籍/地域別・在留資格別割合

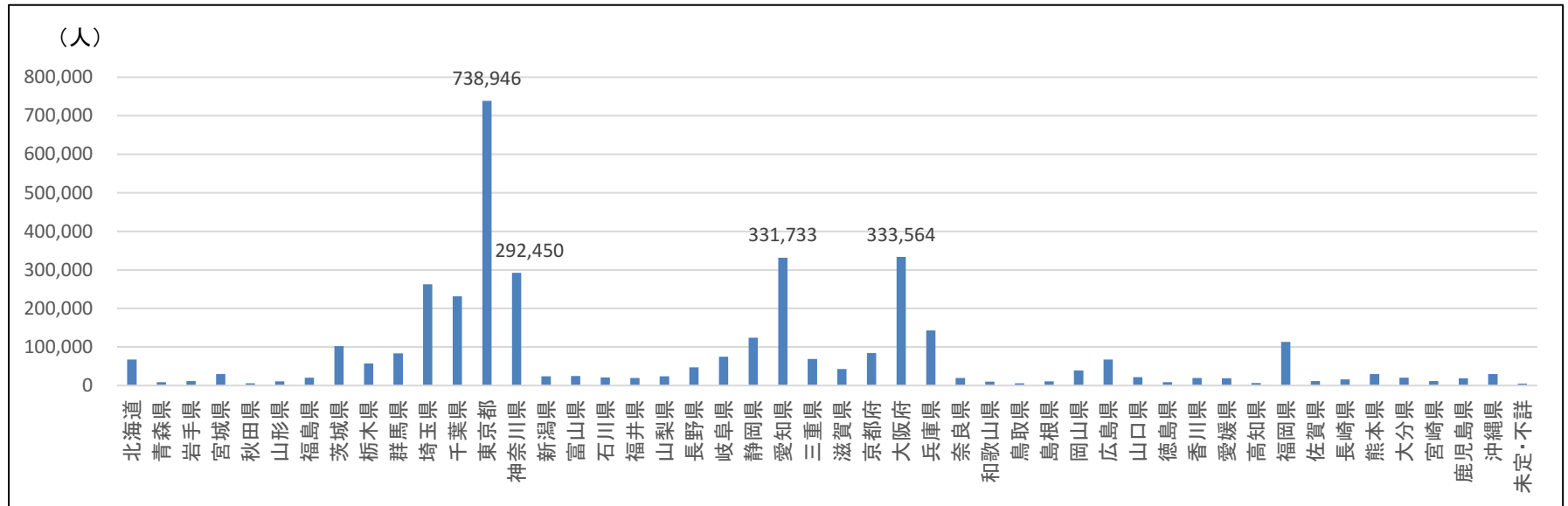
＜国籍別・地域別構成割合＞



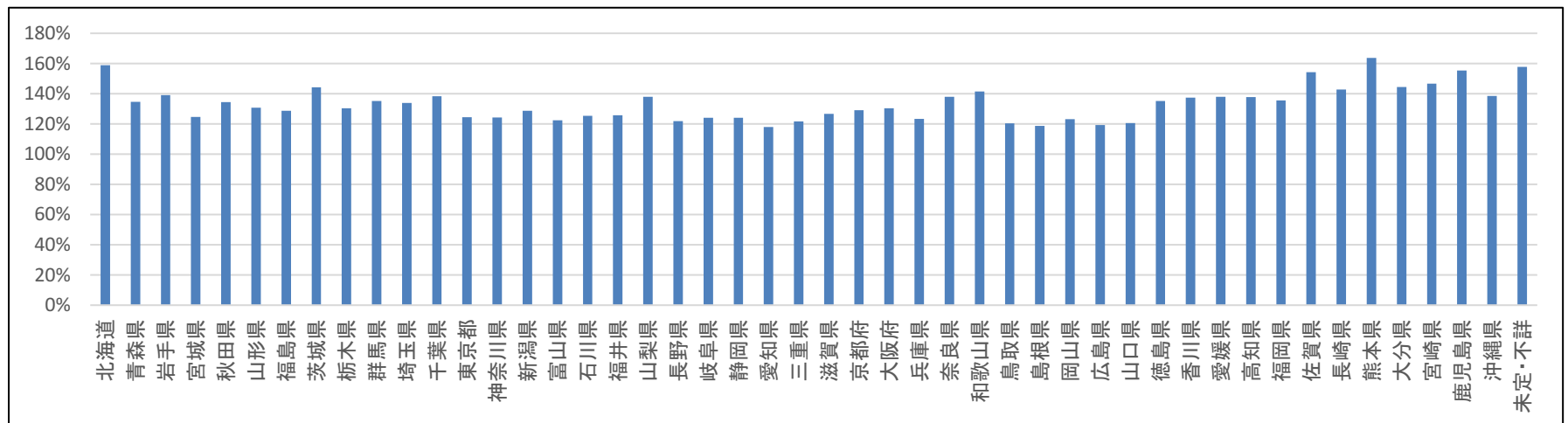
＜在留資格別構成割合＞



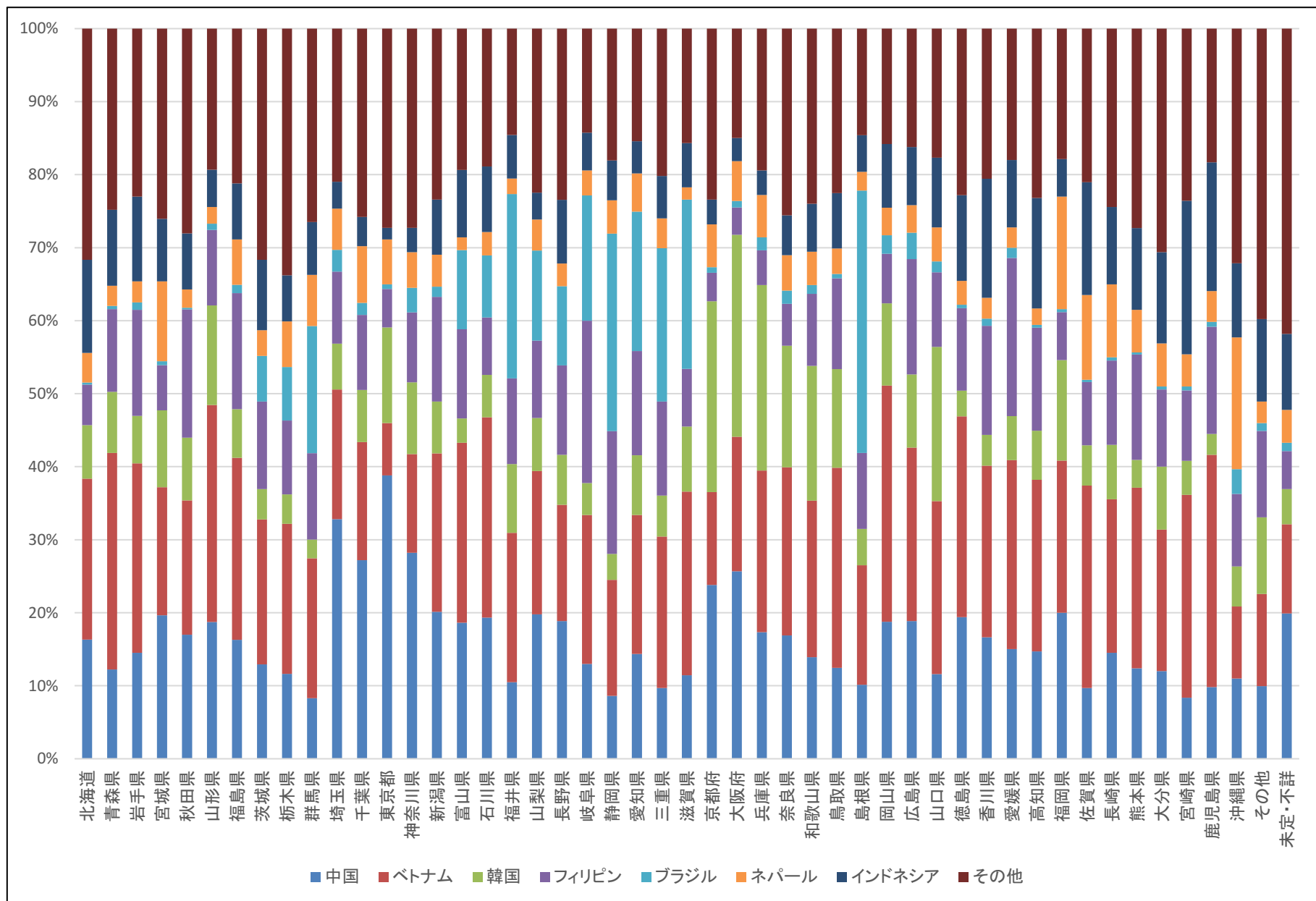
＜都道府県別在留外国人数(令和6年末)＞



＜都道府県別 令和元年に対する令和6年の増減率＞



④都道府県別 主な国籍・地域別在留外国人の構成割合（2024年6月）



<千葉県全体>

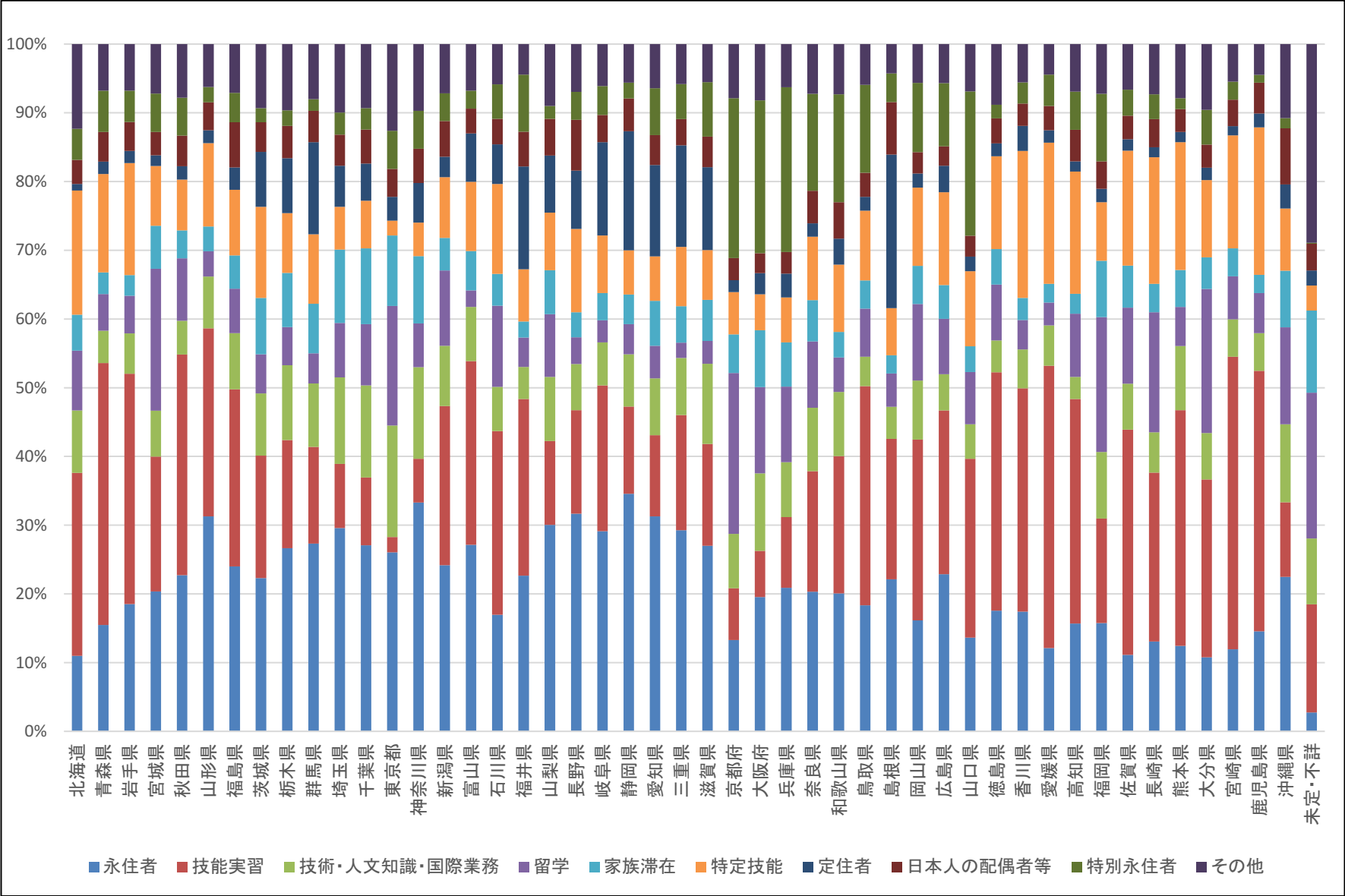
No.	国名	人数	構成割合
1	中国	59,619	27.2
2	ベトナム	35,458	16.2
3	フィリピン	22,500	10.3
4	ネパール	16,999	7.8
5	韓国	15,625	7.1
6	スリランカ	9,782	4.5
7	インドネシア	8,798	4
8	タイ	6,996	3.2
9	ミャンマー	5,237	2.4
10	台湾	4,084	1.9
11	ブラジル	3,617	1.7
12	ペルー	2,699	1.2
13	米国	2,647	1.2
14	インド	2,583	1.2
15	モンゴル	2,552	1.2
16	アフガニスタン	2,495	1.1
17	パキスタン	2,310	1.1
18	バングラデシュ	1,905	0.9
19	カンボジア	1,240	0.6
20	英国	976	0.4
21	その他	11,009	4.4

<四街道市>

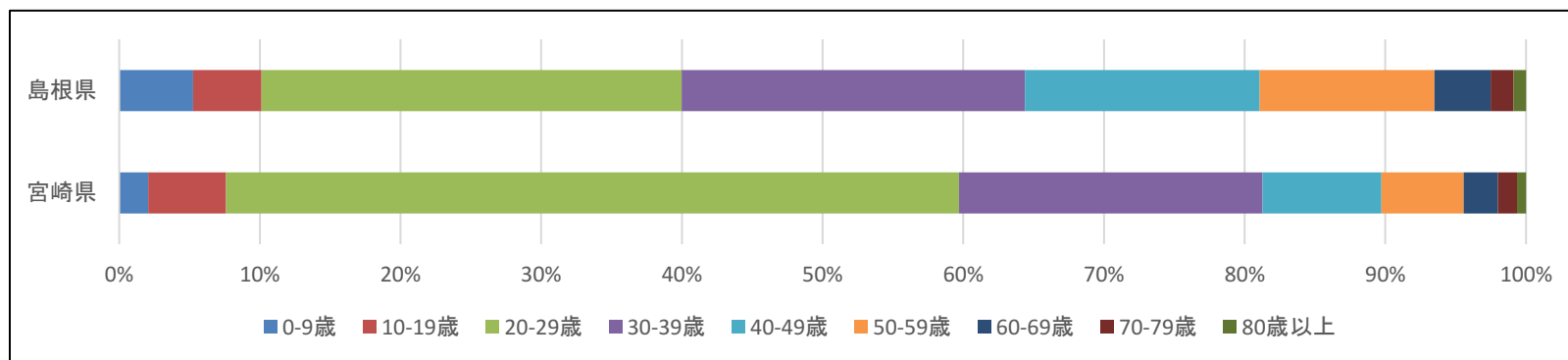
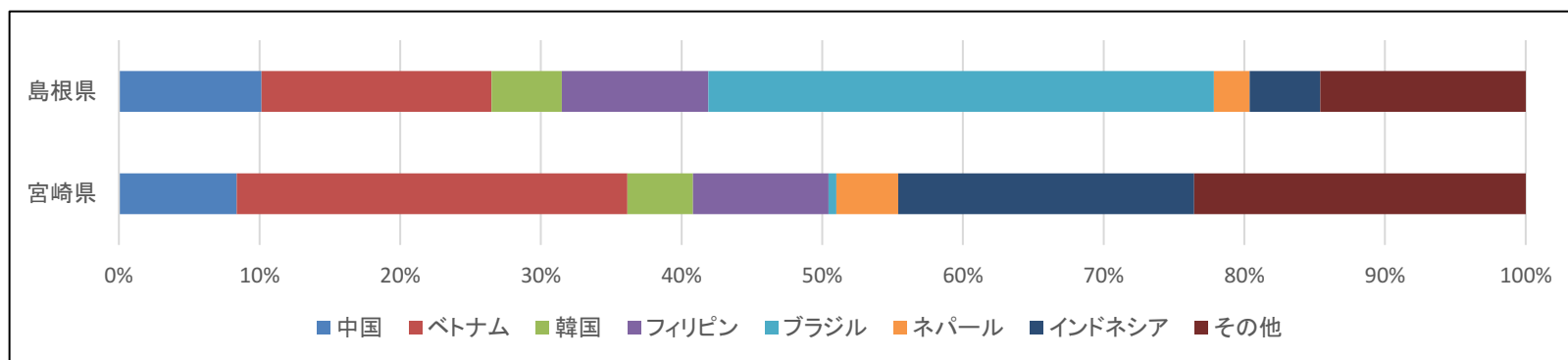
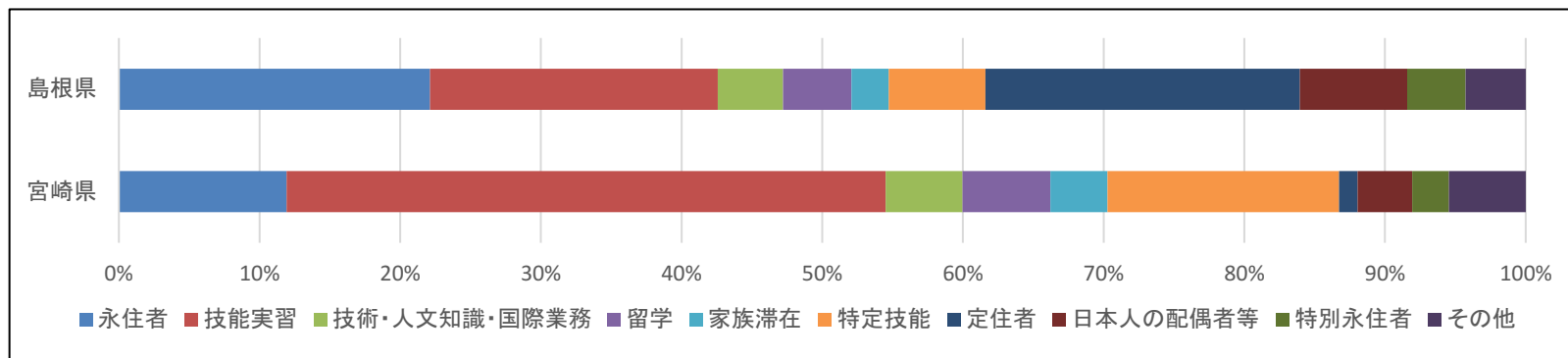
No.	国名	人数	構成割合
1	アフガニスタン	1,110	30.2
2	中国	676	18.4
3	ベトナム	317	8.6
4	フィリピン	243	6.6
5	台湾	167	4.5
6	インドネシア	147	4
7	韓国	135	3.7
8	タイ	100	2.7
9	スリランカ	90	2.4
10	ネパール	75	2
11	ミャンマー	60	1.6
12	バングラデシュ	60	1.6
13	モンゴル	46	1.2
14	パキスタン	43	1.2
15	ブラジル	35	1
16	米国	23	0.6
17	インド	16	0.4
18	カンボジア	15	0.4
19	英国	14	0.4
20	ペルー	10	0.3
21	その他	280	7.8

パシュトー語 & ペルシャ語(ダリー語)、イスラム教

⑤都道府県別 在留資格別在留外国人の構成割合（2024年6月）

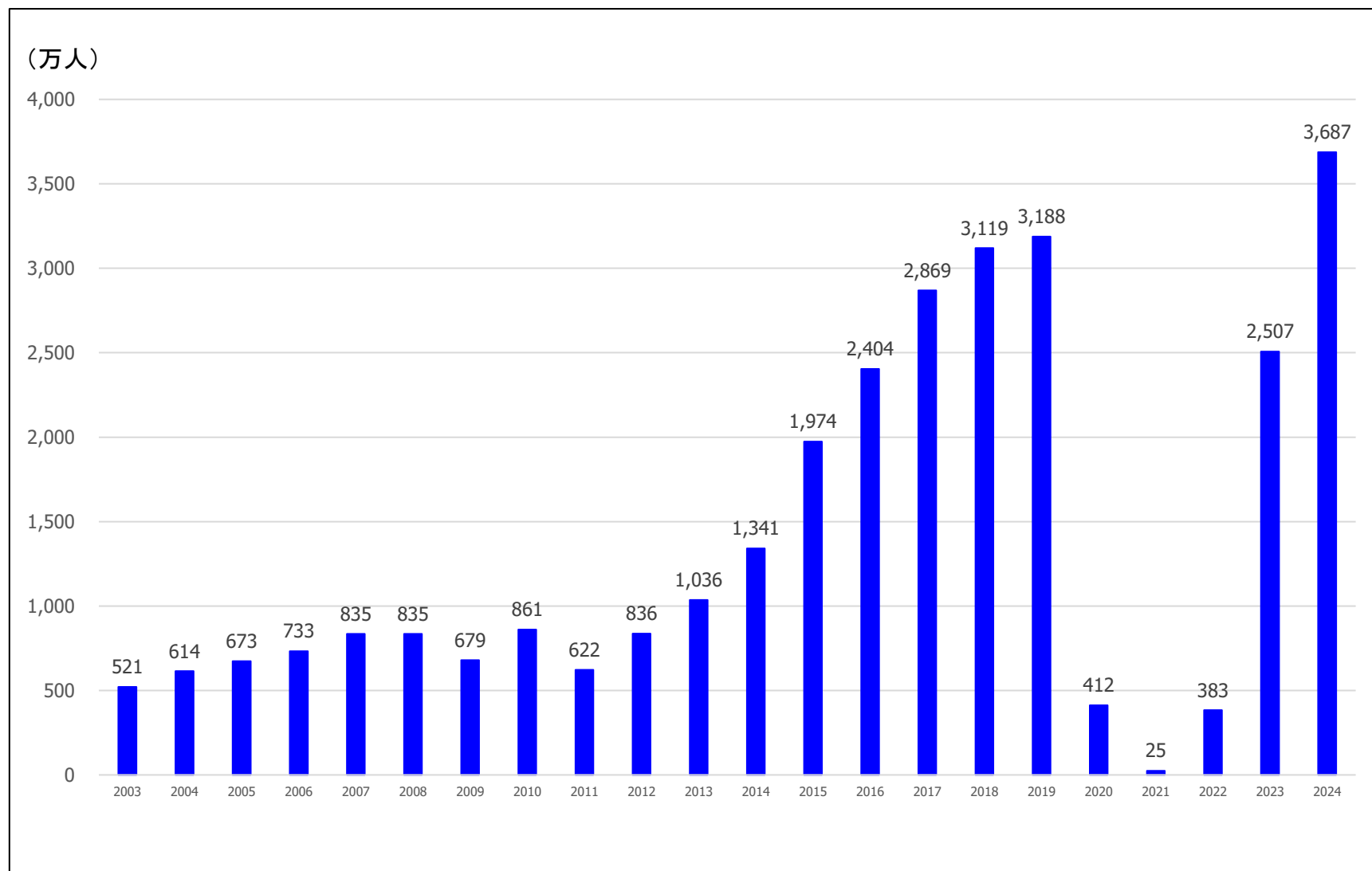


＜島根県(10,686人)と宮崎県(10,494人)を比べてみると＞



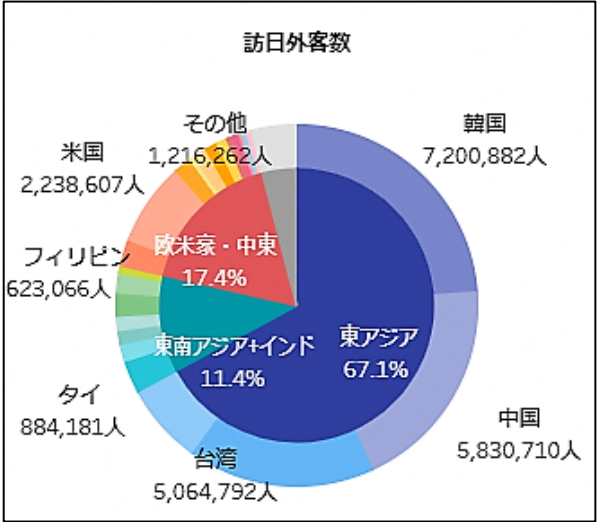
2. 訪日外国人をめぐる状況

(1) 訪日外国人数の推移



(出所: JNTO「訪日外客統計」を基に作成)

(2) 地域・国籍別状況(2024年)



(出所: JNTO)

国・地域	総数 Total		
	2019年 1月～12月	2024年 1月～12月	伸び率 (%)
総数	31,882,049	36,869,900	15.6
韓国	5,584,597	8,817,800	57.9
中国	9,594,394	6,981,200	-27.2
台湾	4,890,602	6,044,400	23.6
香港	2,290,792	2,683,500	17.1
タイ	1,318,977	1,148,900	-12.9
シンガポール	492,252	691,100	40.4
マレーシア	501,592	506,800	1.0
インドネシア	412,779	517,600	25.4
フィリピン	613,114	818,700	33.5
ベトナム	495,051	621,100	25.5
インド	175,896	233,000	32.5
豪州	621,771	920,200	48.0
米国	1,723,861	2,724,600	58.1
カナダ	375,262	579,400	54.4
メキシコ	71,745	151,800	111.6
英国	424,279	437,200	3.0
フランス	336,333	385,000	14.5
ドイツ	236,544	325,900	37.8
イタリア	162,769	229,700	41.1
スペイン	130,243	182,300	40.0
ロシア	120,043	99,300	-17.3
北欧地域	141,004	150,700	6.9
中東地域	95,160	166,300	74.8
その他	1,072,989	1,453,400	35.5

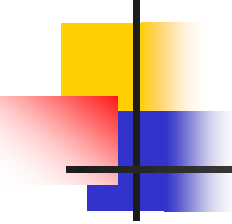
(赤字: 伸び率上位10か国)

(2) 都道府県別外国人延べ宿泊者数(2024年)

順位	都道府県	延べ宿泊者数	順位	都道府県	延べ宿泊者数
1	東京都	56,803,870	25	岡山県	514,000
2	大阪府	25,393,930	26	栃木県	481,390
3	京都府	16,938,020	27	愛媛県	452,210
4	北海道	10,311,760	28	群馬県	432,480
5	福岡県	7,386,030	29	青森県	413,280
6	沖縄県	6,938,830	30	奈良県	399,920
7	神奈川県	4,420,400	31	岩手県	386,400
8	千葉県	4,407,820	32	滋賀県	336,850
9	愛知県	3,905,130	33	福島県	328,230
10	山梨県	2,554,720	34	茨城県	277,530
11	長野県	2,339,720	35	山形県	256,130
12	石川県	2,199,860	36	富山県	250,370
13	広島県	1,958,170	37	三重県	241,130
14	岐阜県	1,928,680	38	佐賀県	229,300
15	静岡県	1,885,580	39	埼玉県	227,690
16	大分県	1,568,820	40	宮崎県	213,080
17	兵庫県	1,505,800	41	徳島県	173,660
18	熊本県	1,471,730	42	高知県	131,730
19	香川県	906,740	43	山口県	125,530
20	和歌山県	787,900	44	秋田県	119,610
21	宮城県	776,630	45	鳥取県	118,390
22	長崎県	643,260	46	福井県	92,190
23	鹿児島県	620,050	47	島根県	83,710
24	新潟県	528,520		総計	164,466,780

(3) 都道府県別外国人延べ宿泊者数増減率(2014年、2024年)

順位	都道府県名	2014年	2024年	伸び率(%)	順位	都道府県名	2014年	2024年	伸び率(%)
1	福島県	44,040	328,230	645.3	25	島根県	28,000	83,710	199.0
2	愛媛県	64,120	452,210	605.3	26	茨城県	94,070	277,530	195.0
3	宮城県	117,150	776,630	562.9	27	福井県	31,530	92,190	192.4
4	香川県	142,710	906,740	535.4	28	沖縄県	2,388,550	6,938,830	190.5
5	石川県	348,290	2,199,860	531.6	29	秋田県	41,510	119,610	188.1
6	青森県	74,010	413,280	458.4	30	和歌山県	284,790	787,900	176.7
7	福岡県	1,357,300	7,386,030	444.2	31	奈良県	145,260	399,920	175.3
8	山形県	48,220	256,130	431.2	32	山梨県	948,880	2,554,720	169.2
9	京都府	3,291,010	16,938,020	414.7	33	北海道	3,890,590	10,311,760	165.0
10	岩手県	77,130	386,400	401.0	34	愛知県	1,489,680	3,905,130	162.1
11	徳島県	35,940	173,660	383.2	35	佐賀県	90,940	229,300	152.1
12	岡山県	110,960	514,000	363.2	36	静岡県	786,310	1,885,580	139.8
13	広島県	435,020	1,958,170	350.1	37	鹿児島県	266,000	620,050	133.1
14	東京都	13,195,260	56,803,870	330.5	38	埼玉県	99,440	227,690	129.0
15	大阪府	6,200,160	25,393,930	309.6	39	山口県	56,670	125,530	121.5
16	大分県	400,400	1,568,820	291.8	40	兵庫県	697,910	1,505,800	115.8
17	新潟県	135,520	528,520	290.0	41	鳥取県	58,830	118,390	101.2
18	群馬県	112,280	432,480	285.2	42	富山県	142,070	250,370	76.2
19	長野県	660,480	2,339,720	254.2	43	千葉県	2,667,200	4,407,820	65.3
20	高知県	38,590	131,730	241.4	44	滋賀県	230,750	336,850	46.0
21	岐阜県	597,690	1,928,680	222.7	45	三重県	178,520	241,130	35.1
22	熊本県	475,400	1,471,730	209.6	46	宮崎県	161,020	213,080	32.3
23	神奈川県	1,432,500	4,420,400	208.6	47	長崎県	492,510	643,260	30.6
24	栃木県	159,400	481,390	202.0		総計	29,553,580	128,190,630	433.8



II. 医療機関における外国人患者受入れ体制整備の 基本的な考え方

1. 多様化する外国人患者と医療機関

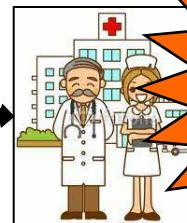


＜第1類型：在留外国人患者＞

- ・（短期滞在者や留学・技能実習生等に増加に伴い）日本語でのコミュニケーションが困難な患者が増えてきている。→通訳ニーズが高まってきている。
- ・様々な宗教・医療文化・医療習慣を有する患者が受診するようになってきている。
→特有のニーズへの対応が求められたり、「医療文化・習慣の違い」によるトラブルが発生するリスクが高まってきている。
- ・急性期から慢性期や介護、予防、出産など様々な領域での対応が必要。
- ・「オーバーステイ」や「難民」患者等、日本人患者とは異なる困難ケースが発生している。



＜第2類型：医療目的で来日する外国人患者＞



＜医療機関＞

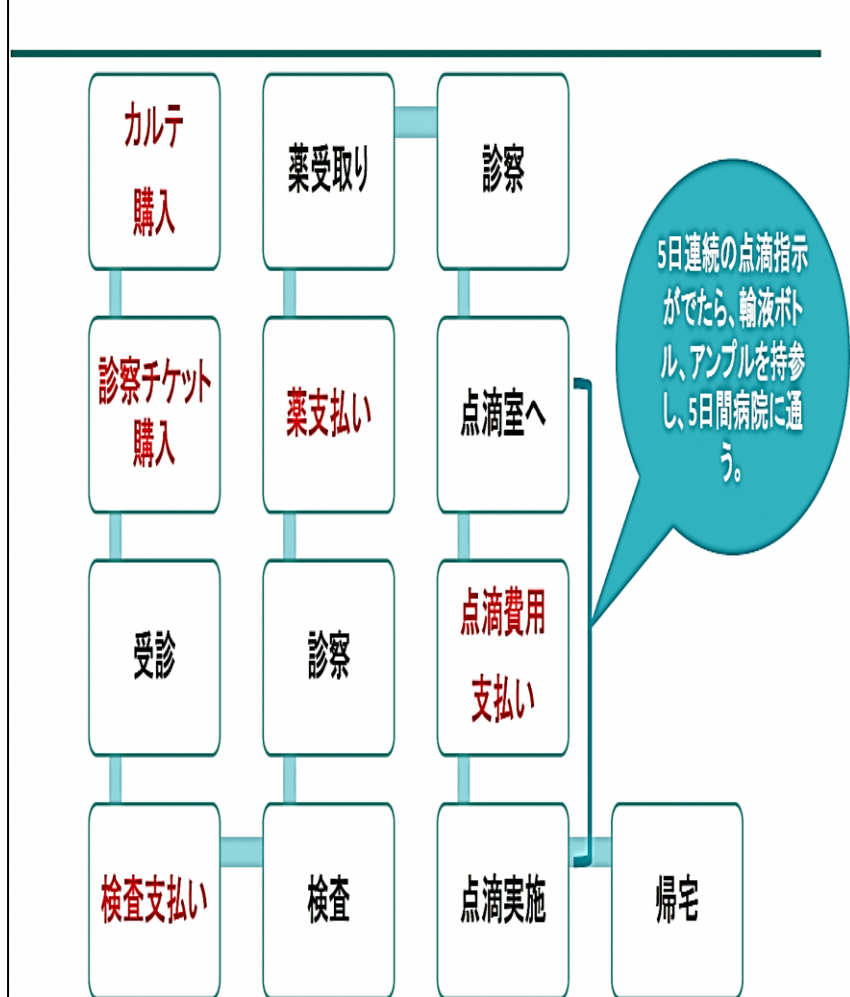
外国人患者に対して円滑で安全な医療を提供すると共に、自院の職員のストレスや負担を減らすためにも、一定の受入れ体制の整備が必要！



＜第3類型：病気や怪我で治療を必要とする訪日外国人患者＞

- ・緊急性の高い患者が多い。
- ・多くの医療機関に関わる問題であり、（外国人患者に慣れていない）医療機関でも関与せざるを得ない。
- ・受診の段階では一切情報がない。
- ・「いつ」「どこで」「どのような状態・言語」の患者が受診するのか予測困難。
- ・医療文化・医療習慣の違いが大きい（日本の医療者は当該外国人患者の、当該外国人患者は日本の医療文化・医療習慣を知らない。）
- ・100%自費診療のため、未収金リスクが高い。
- ・海外旅行保険や医療アシスタンス等、これまでとは異なる・不慣れな事務手続きが求められる。
- ・長期治療や高額治療の場合等には、「どこまで日本で行うか」という判断が求められる。

外来受診手順



入院手続き

入院証発行

- 医師が病名を記載し患者に渡す。

会計窓口

- 病名により支払い金額が決まる。
- その金額の**前金を支払う**。(例：大動脈解離約220万円)

病棟へ移動

- 支払証明書、入院証明書をもっていく

検査、手術

- MRI約8万円、血液生化学約6千円、入院管理費約8百円等の料金が引かれる。
- 一定の**残金がないと検査オーダーができない**。

会計窓口

- 追加料金を支払う

例) 多種多様な海外旅行保険とそれに伴う異なる医療費請求先の例(一部)

＜A病院(DPC病院):股関節骨折・入院＞

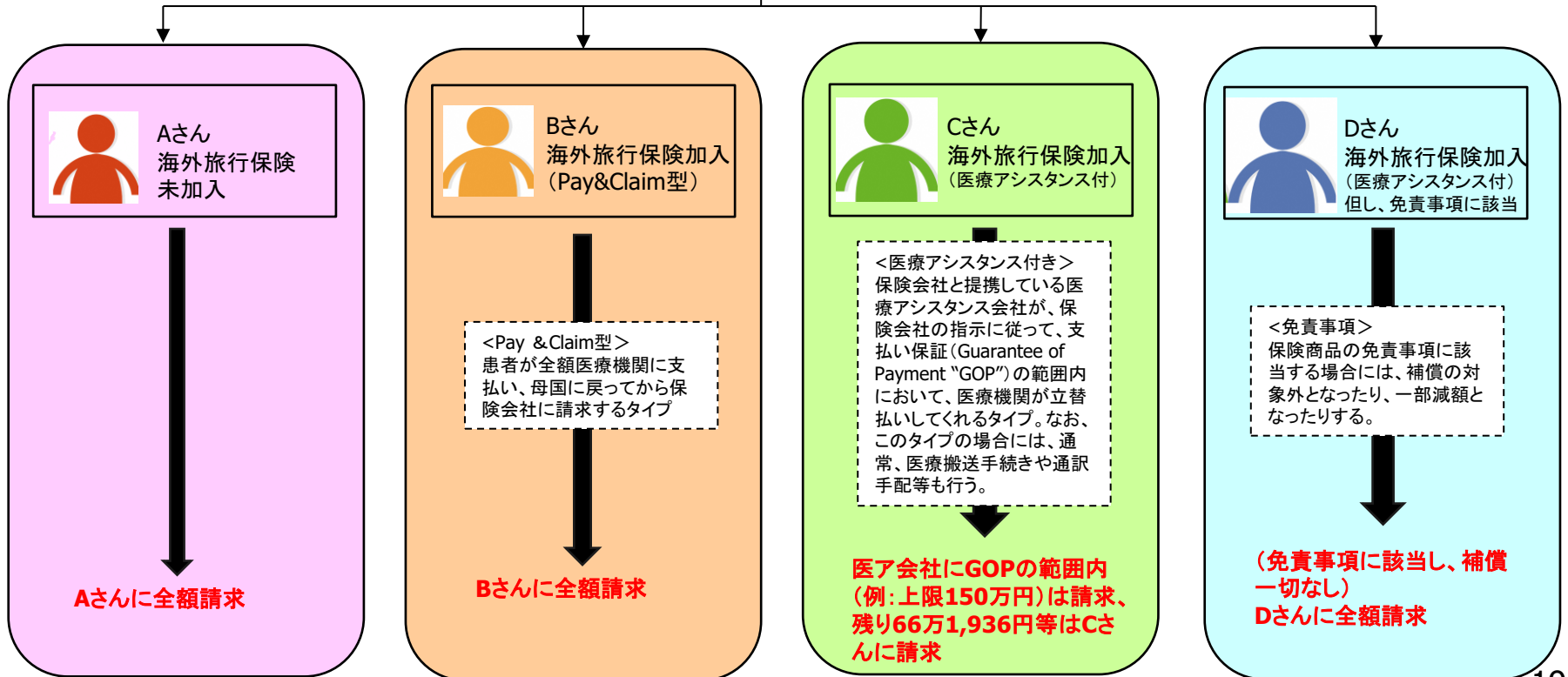
●DPC包括支払い.....	56,698点
<160800x0x01xxxx>	
股関節大腿近位骨折(人工骨挿入術)	
(入院期間1 2,609点×11日=28,699点)	
(入院期間II 1,851点×9日=16,659点)	
計(28,699点+16,659点)×1.2500=56,698点	
●手術・麻酔料.....	47,490点
(骨折脱臼の手術(大腿) 39,616点)	
(閉鎖循環式全身麻酔 7,874点)	
●検査料.....	50点
(動脈血採取 50点)	
●リハビリテーション料.....	4,460点
計108,698点	
+	
●食事療養費.....	38,120円
(640円×58食 + 食堂加算 50円×20日)	

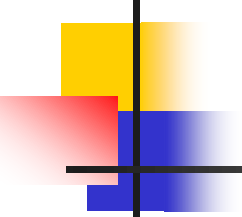
＜公的医療保険加入者の場合＞

医療費:1,086,980円

＜自由診療の外国人患者の場合は1点20円で計算＞

医療費:2,161,936円を請求





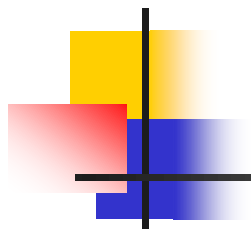
Question

在留外国人や訪日外国人旅行者の増加にともない、医療機関を受診する外国人患者が増加してきているから、医療機関は「外国人患者の受入体制」を整備する必要があるといわれているけど、一体何をどこまですればいいの？（〇〇や〇〇の整備もしなければならないの...無理。）

答え:まずは自院にとって「必要最低限」な体制整備は何か考えて、そこを目指しましょう。

(キーワード:リスクマネジメント、医療安全、コスト、効率性、持続可能性)





III. 自院に適した体制整備の進め方(基本的考え方)

1. 自院における外国人患者の受診状況や地域状況の把握

＜自院の状況を把握するための質問例＞

Q) 直近〇か月の外国人患者の受診数(外来・入院)は何人ですか？

Q) どのようなタイプの外国人患者が多いのですか？

(例: 訪日、在留、在留の家族を訪問中の公的医療保険を有していない方)

Q) 日本語でのコミュニケーションが困難な患者はどれくらいいますか？

また、その場合、どのような国籍・言語の患者が多いですか？

Q) どの時期(季節)・時間帯・診療科の受診が多いですか？

Q) どのルートでの受診が多いですか？

(例: ホテルから紹介された訪日患者、地域のクリニックから紹介された在留患者)

Q) 地域の訪日外国人旅行者・在留外国人の現状、今後はどうですか？

(例: 訪日旅行者が増えてきている、技能実習・特定技能の方が増えると予想される)

Q) 近隣の医療機関の外国人患者の受入れ状況・体制整備状況はどうなっていますか？

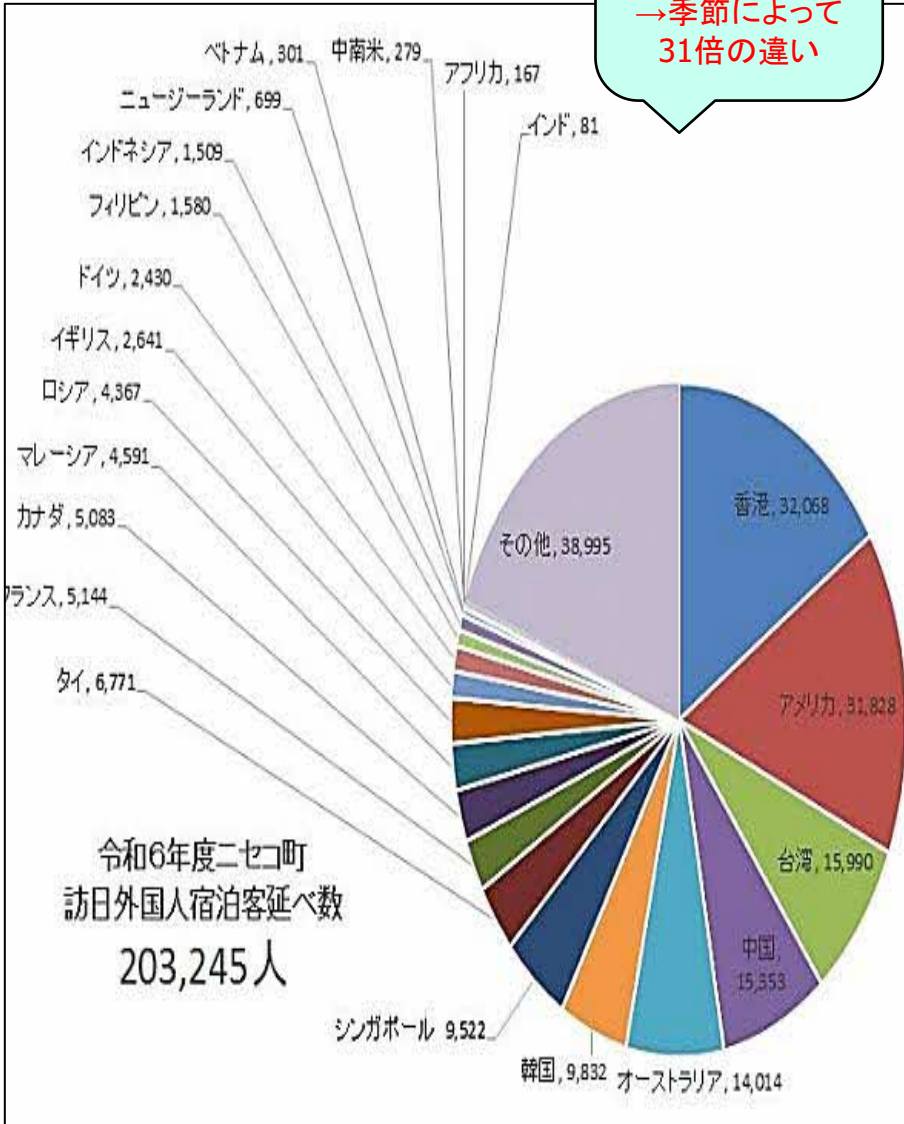
Q) 上記Q)を踏まえると、自院の機能や役割的に、今後、外国人患者の受診状況はどうなっていくことが想定されますか？(orどうしていくべきかと考えますか？)

Q) これまで外国人患者対応に関してトラブルや未収金の発生等がありましたか？その原因はどのようなものでしたか？

(例: 夜間に救急受診した訪日患者について、「翌日払い」をお願いしたケースについて何回か未収金が発生している。)

＜訪日外国人をめぐる状況＞

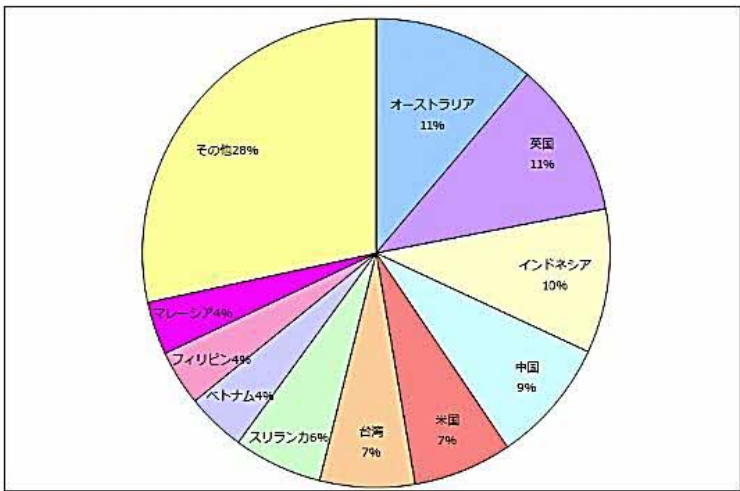
宿泊客延数
10月 1,895人
1月 59,205人
→季節によって
31倍の違い



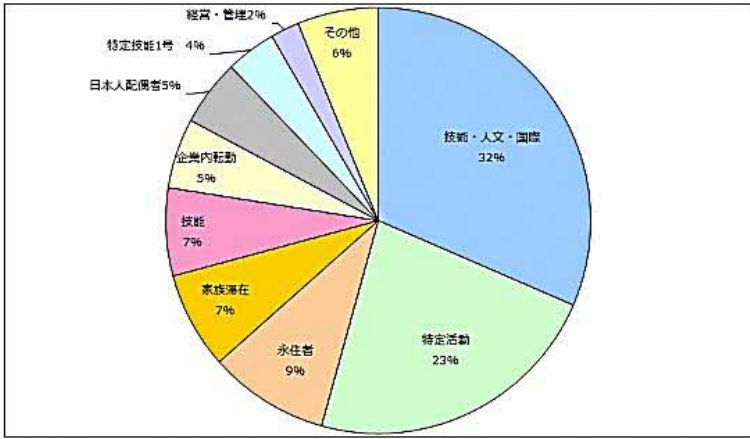
https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/881/10190/R6irikomi_foreigner.pdf

＜在留外国人をめぐる状況＞

■ 国籍別登録者数（2025年3月末現在 合計733人 46カ国）



■ 外国人の在留資格分布（2025年3月末現在）



<https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/tokei/population/>

2. その上で「自分達に必要なこと」を見極めましょう。
(例)訪日の場合



——目次——

●第Ⅰ部 訪日外国人患者対応のポイント

Point 1：受付時に必要な情報を収集するようにしましょう！ ……5 頁

Point 2：医療費や支払い方法に関する情報は早い段階で伝えましょう！ ……8 頁

Point 3：海外旅行保険と医療費の関係を理解しましょう！ ……9 頁

Point 4：特に長期や高額な治療が必要な場合には、「日本でどこまで治療を行うのか」ということについて、患者や家族としっかりと話し合い、方針を共有するようにしましょう！ ……14 頁

Point 5：指示に従わず治療を中断する訪日外国人患者への対応について ……15 頁

Point 6：宗教・医療文化・習慣等への対応について ……16 頁

Point 7：医療機関だけでなく、地域の観光事業者や行政機関等と協働して取り組んでいきましょう！ ……17 頁

●第Ⅱ部 自院に適した体制整備に向けて

Point 8：受入れ体制整備に関する基本的な考え方 ―「自分たちに必要なこと」を見極めよう―、効率的で持続可能な体制整備をめざしましょう！ ……19 頁

Point 9：自院に適した体制整備を採るための3ステップ ……20 頁

Point 10：通訳体制―様々な通訳手法や公的サービスを上手に使いこなしましょう！ ……24 頁

Point 11：訪日外国人旅行者患者に対する医療費設定の考え方 ……25 頁

Point 12：未収金対策について ……26 頁

Point 13：外国人患者受入医療機関等における診療費の未収に関する報告制度 ……28 頁

項目	受診形態	自院の対応
①情報収集は誰が、どのように行いますか？	外来（日中）	
	時間外・休日	
	救急→入院	
②通訳サービスの要否は、どのタイミングで、誰が、どのように行いますか？	外来（日中）	
	時間外・休日	
	救急→入院	
③通訳が必要な場合には、どのタイミングで、誰が、どのようにして通訳を利用できるようにしますか？	外来（日中）	
	時間外・休日	
	救急→入院	
④大体の医療費や貴院で対応可能な支払い手段の方法等に関する情報は、どのタイミングで、誰が、どのようにして患者（家族等）に伝えますか？	外来（日中）	
	時間外・休日	
	救急→入院	
⑤海外旅行保険の情報等も含めて、患者の支払い能力の確認、どのようなタイミングで、誰が、どのようにして行いますか？	外来（日中）	
	時間外・休日	
	救急→入院	
⑥上記⑤により、患者に支払能力に問題や不安があることが判明した場合、その後、誰がどのように対応しますか？	外来（日中）	
	時間外・休日	
	救急→入院	
⑦医療アシスタンス会社等との対応が必要となった場合、誰がどのように対応しますか？	外来（日中）	
	時間外・休日	
	救急→入院	
⑧「日本でどこまで治療を行うのか」ということについて、誰が、どのタイミングで患者や家族との話し合い、その方針を決定しますか？（Point4）	外来（日中）	
	時間外・休日	
	救急→入院	
⑨患者が医師の指示に反して、治療を中断したり、退院を希望したりした場合にはどのように対応しますか？（Point5）	外来（日中）	
	時間外・休日	
	救急→入院	
⑩患者の宗教等に基づく要望を誰が、どのタイミングで確認して、その対応の可否等について患者に伝えますか？	外来（日中）	
	時間外・休日	
	救急→入院	
⑪未収金が発生した場合には、どのように対応しますか？	外来（日中）	
	時間外・休日	
	救急→入院	
⑫○○○○○（自院独自で検討した方がよい事項があれば、項目を増やしてください。）	外来（日中）	
	時間外・休日	
	救急→入院	

→上記を検討すると、おのずと人的・時間的・経済的負担が見えてきます。また、(体制整備として)取り組むべき内容(通訳体制・価格設定・院内文書の翻訳化等)も具体的見えてきます。

→その一方で、人的・時間的・経済的負担を少しでも軽減できるような工夫も考えてみましょう。

3. 必要な情報や活用できるリソース・連携を探してみましょう。

＜参考：わが国の外国人医療をめぐる主な施策の変遷＞

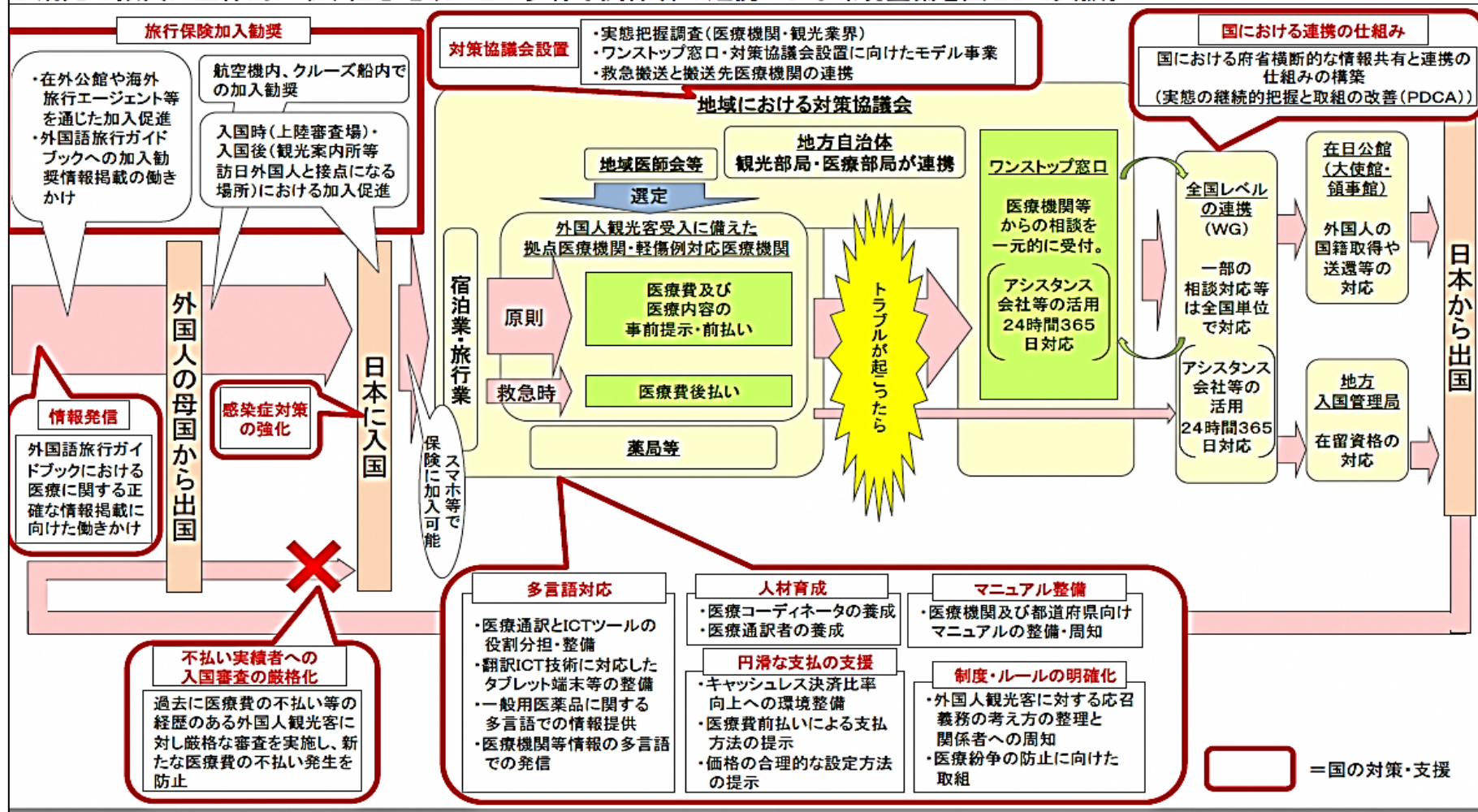
年	関連施策等	備考
2010年(H22)年	「新成長戦略」 →国際医療交流(外国人患者の受入れ)の推進 ・2011年 医療滞在ビザ創設 ・2011年 外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の創設	
2013年(H25)年	「健康・医療戦略」 ・2013年 Medical Excellence Japan(MEJ)の設立 →インバウンド・アウトバウンドの推進	
2016年(H28)年	「日本再興戦略2016」 (H28年6月2日閣議決定) 「明日の日本を支える観光ビジョン」 (H28年) ・「観光立国の実現」 →「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」 「急患等にも十分対応できる外国人患者受入れ体制の充実」 →「2020年までに外国人患者が受入れ体制が整備された医療機関を…現在の約5倍にあたる100か所で整備することを目標」	・厚労省:「外国人向け多言語説明資料」(院内書類5言語) ・厚労省:「医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置支援事業」 ・厚労省:「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」公表 ・観光庁:「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」リスト作成
2017年(H29)年	「未来投資戦略2017」 →「訪日・在留外国人患者が安心安全に日本の医療機関を受診できるように…、2020年までに100か所で整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。…これらの基幹医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、…充実を目指す。」	・厚労省:「電話医療通訳の利用促進事業」
2018年(H30年)	「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」 (6月) →近年の訪日外国人医療施策はこちらを中心に展開 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (12月) →2019年4月に創設される新しい在留資格「特定技能」を見据えて発表 →在留外国人関係の医療についても言及	・厚労省:「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」 ・厚労省(+観光庁) 「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・展開事業」(継続) これらの事業も継続
2020年	＜新型コロナ関連(医療)＞ ・厚労省「医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス事業」(無料) ・厚労省「医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業」 ・厚労省「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業」等	↓

<総合対策の概要>

訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策概要（案）

資料3

- 外国人観光客自身の適切な費用負担を前提に、予期せぬ病気やけがの際、不安を感じることなく医療等を受けられ、安全に帰国できる仕組みを構築。
- 可能な限り多くの外国人観光客の加入を目指した旅行保険への加入勧奨に取り組む。
- 観光の振興に主体的に取り組む地域ごとの多様な関係者の連携による環境整備を国として支援。



<総合的対応策の概要>

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）（概要）

〔令和4年6月14日〕
外国人材の受入れ・共生に関する閣僚会議決

口我が国に在留する外国人は令和3年（2021年）末で約276万人、外国人労働者は令和3年10月末で約173万人（過去最高）。
口受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も踏まえ策定（218施策）。
口今後政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備
- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上（施策11）
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別教育モデルの開発（施策33）
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等（施策44）
- 生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得できる環境の整備に係る検討（施策7）
- 生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援（施策8）
- 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討（施策14）
- 日本語教育の質の向上等
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備（施策5（再掲））

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 外国人の目線に立った情報発信の強化
- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の作成、公表（施策23）
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討（施策24）
- 外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元相談窓口の設置を促進する方策の検討（施策35）
- F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談の実施等（施策36）
- 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組（施策37）
- 相談窓口における外国人のニーズを踏まえた相談体制の整備・充実の検討及び検討結果を踏まえた整備（施策44）
- 情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進
- 話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめ等及び地方公共団体の取組に対する支援の実施（施策48）

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等
- 子育て中の親子同士の交流、子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施（施策51）
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携による外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握の推進（施策54）
- 外国人学校の保健衛生に係る専門的な窓口による情報発信・相談対応の実施及び地方公共団体が行う支援の在り方に関する調査研究の実施（施策56）
- 「育壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組の推進、高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けた制度の導入の推進（施策59）
- 外国人の子どもの適切な将来設計の実現を図るための子どものキャリア形成支援を行う取組の試行的な実施及び具体的な取組の検討（施策61）
- 「育壮年期」を中心とした外国人に対する支援等
- ① 留学生の就職等の支援
- 外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援（施策66）
- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進（施策87）
- ② 就労場面における支援
- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進（施策88）
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施（施策90）
- 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置の推進（施策93）
- ③ 適正な労働環境等の確保
- 外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集等の周知（施策95）
- 「高給期」を中心とした外国人に対する支援等
- 外国人に対する年金制度に関する周知、広報の継続と充実の検討（施策107）
- ライフステージに共通する取組
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等（施策21（再掲））

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- 特定技能外国人のマッチング支援策等
- 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備（施策127）
- 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
- 特定技能2号の対象分野追加、業務区分の整理及び受入れ見込数の見直し並びに特定技能制度・技能実習制度の在り方に係る検討（施策139）
- 悪質な仲介事業者等の排除
- ODAを活用した途上の関係機関との連携強化の施策の検討（施策153）
- 海外における日本語教育基盤の充実等
- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進（施策13（再掲））

共生社会の基盤整備に向けた取組

- 共生社会の実現に向けた意識醸成
- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベントの実施に向けた検討（施策155）
- 政府における外国人共生施策の実施状況について取りまとめた白書の公表に向けた検討（施策156）
- 集住地域・散在地域それぞれにおける指導の在り方に係る実践的な研究の実施（施策55（再掲））
- 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
- 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表（施策161）
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備（施策162）
- 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等
- 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進（施策164）
- 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業の実施等による情報発信等の充実、強化（施策165）
- 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化に向けた検討（施策166）
- 出入国在留管理庁における在留管理に必要な情報の一元的な把握のための仕組みの構築に係る検討（施策167）
- オンライン化の対象となる手続の拡大の検討及びマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築に係る検討（施策168）
- マイナンバーカードの取得環境の整備及び在留カードとマイナンバーカードとの一体化の実現に向けた検討（施策169）
- 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討（施策6（再掲））
- 外国人に関する共生施策の企画・立案に資するデータ提供の在り方に関する検討（施策170）
- 地方公共団体に対する住民基本台帳情報の適切な活用促進のための周知の実施（施策171）
- 外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり
- 介護福祉士資格の取得を目指す多文化留学生への奨学金の給付等の支援の実施（施策184）
- ODAを活用した国内関係機関の多文化共生の取組の推進とネットワークの強化（施策185）
- 先導的な地方公共団体の取組に対する地方創生推進交付金による支援の実施（施策186）
- 「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」の周知及び当該特例の活用等の促進（施策187）
- 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築
- ① 在留管理基盤の強化
- 「永住者」の在り方に係る許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等の見直しの検討（施策189）
- 難民該当性に関する規範的要素の明確化等を通じた難民認定制度の運用の一層の適正化（施策190）
- 関係機関との連携による機密技術流出防止に資する留学生・外国人研究者等の受入れに係る審査の強化（施策195）
- ② 留学生の在留管理の徹底
- 留学生の在留管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化（施策200）
- ③ 技能実習制度の更なる適正化
- 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討（施策97（再掲））
- 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出国からの新規受入れ停止及び失踪防止に係るリーフレットの周知等の関係機関と協力した取組の推進（施策206）
- ④ 不法滞在者への対策強化
- 送還受審者の更なる送還促進に向けた体制整備、退去強制手続の一層の適正化のための早期の法整備（施策215）

※1：下線は「外国人との共生社会の実現のためのロードマップ」に関連しない施策、※2：施策番号が赤字のものは新規施策

3. 必要な情報や活用できるリソース・連携を探してみましょう。 (例:通訳・翻訳関係の一部)

	内容
厚生労働省	①外国人向け多言語説明資料 一覧 ②医療通訳に関する資料 一覧 ③厚生労働省委託事業「希少言語に対応した遠隔通訳サービス」 ④厚生労働省委託事業「夜間・休日ワンストップ窓口」 ⑤外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業 ⑥外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業 ⑦外国人患者受入れ医療コーディネーター研修事業 ⑧訪日外国人受診者による医療費不払い防止のための支援資料の紹介及び不払い情報報告システムへの協力 ⑨団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業 ⑩研究班「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」等の公表 ⑪補助事業「外国人患者受入れ情報サイト」
地方自治体 (東京都の場合)	①医療機関向け外国人患者対応支援ポータルサイト ②医療機関向け救急通訳サービス(、無料、通信費用は医療機関負担) ③外国人患者向け医療情報サービス、等
その他団体	①日本医師会・外国人患者向け医療ポータルサイト ②日本医師会会員医療機関向け医療通訳サービス ③AMDA国際医療情報センター・アムダ通訳ライン
民間団体	①各種、(遠隔)医療通訳・医療専用機械翻訳提供サービス ②医療通訳ボランティア ③(海外旅行保険会社・医療アシスタンス会社の)医療通訳サービス

→コスト面から言えば、個々の医療機関で体制整備を進めるよりも、複数・地域の医療機関単位で進めていくのも有効な方法



公益財団法人国際人材協力機構が
2023年3月1日～24日に実施した調査
によると加入率は76.4%

特定技能1号外国人受入れ機関のみならずへ

特定技能外国人総合保険

技能実習特約セット海外旅行保険

この冊子は特定技能外国人総合保険の「パンフレット兼重要事項説明書」です。



2019年
6月版

このパンフレットでご案内する商品は、特定技能外国人の国内滞在中におけるケガや病気により起こされた場合の医療費の補償や、ケガや病気による治療費、偶発的な事故による賠償責任などに備える保険です。この保険内容がお客様のご希望に沿う場合は、パンフレットをご覧のうえ、ご検討いただきますようお願いいたします。

引当保険会社

ジェイアイ傷害火災
https://www.jihoken.co.jp

1 特定技能外国人総合保険の内容

2018年12月に出入国管理及び難民認定法(入管難民法)改正案が可決され、2019年4月より、人手不足が深刻な産業分野について「特定技能」での新たな外国人材の受入れが可能となりました。

政府全体がまとめた外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策では、特定技能1号を雇用する事業所に対して、民間保険への加入を推奨しています。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(一部抜粋)」

新たな在留資格による外国人材の受入れに当たっては、法務省が作成するガイドライン等を周知することにより、特定技能1号外国人を雇用する事業所に対し、医療通訳費用等をカバーする民間保険への加入を推奨する

また、法務省のガイドライン「1号特定技能外国人支援に関する運用要領(別冊)」において、以下のように定めています。

「特定技能基準省令第3条第1項第1号(一部抜粋)」

二 当該外国人が本邦に入国した後(当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している者である場合にあっては、在留資格の変更を受けた後)、次に掲げる事項に関する情報の提供を実施すること。

(4) 当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項

当該外国人に情報提供しなければならない事項

・医療に関する支援の一環として、予期せぬ病気やけがの際に、高額な医療費の支払に不安を感じることなく、安心して医療サービスを受けることができるよう、医療通訳費用等をカバーする民間医療保険への加入案内

この保険は、1号特定技能外国人が安心して日本で就労することができ、また特定技能所属機関が安定した支援計画を実施するために開発された特定技能1号外国人専用の保険です。皆様の円滑な特定技能外国人の受入れにぜひお役立てください。

●この保険の対象となる方(保険契約者・被保険者の範囲)

保険契約者	特定技能所属機関(受入企業等)または登録支援機関等
被保険者	特定技能1号外国人(「特定技能1号」の在留資格で在留する外国人)

※「特定技能1号」への変更を目的に許可を得て「特定活動(就労可)」の在留資格で滞在する外国人を含みます。

●補償対象期間(責任期間)

時系列	出国または技能実習生終了後の在留資格変更	帰国または他の在留資格へ
在留資格	特定技能1号(特定活動(就労可)を含む)	
補償期間	特定技能外国人総合保険(通算で上限5年まで)	
死亡時の補償 [日常生活]	死亡保険金(一時金)	
後遺障害の補償 [日常生活]	後遺障害保険金(一時金)	
傷害・疾病治療費 [日常生活]	健康保険等の公的制度からの給付(70%給付) 健康保険等の自己負担分相当の30%を補償	
死亡・危重時への 救済者費用	救済者(ご家族)の往復交通費・ホテル宿泊費等	
第三者への損害 賠償[日常生活]	損害賠償金・訴訟費用等	

■特定技能1号の目的をもって国籍を有する国等からの出国手続きを終了してから特定技能1号としての活動期間を終了し、国籍を有する国等への帰国手続きを終了するまで、または他の在留資格に変更するまでの間が補償期間(通算で上限5年まで)となります。

■治療費については、健康保険等の公的制度からの70%給付を除く、自己負担分相当の30%を補償します。

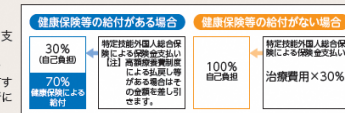
■傷害死亡、傷害後遺障害、傷害治療費用、疾病治療費用、疾病死亡については、業務上の事由または通勤による傷病は保険金のお支払いの対象外となります。

■在留期間の途中からでもご加入いただけます。

■次の場合は、実際に負担される治療費用等に30%を乗じた金額が支払いの限度となります。

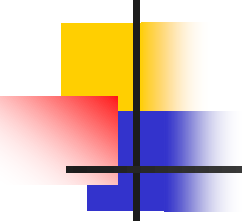
・雇用契約が締結されず、健康保険等の被保険者になっていない場合

・特定技能1号としての活動期間終了後に日本国を出国し、国籍を有する国等で帰国手続きを終了するまでの間で健康保険等の被保険者になっていない場合 など



→「技能実習」・「特定技能」が多い地域では、登録支援機関との連携も効果的。
→訪日が多い地域では、近隣の宿泊施設や観光事業者の連携も効果的。

「医療」に専念できるように、関係する機関はできるだけ巻き込んでいきましょう。



＜参考資料＞

(2) 厚生労働省補助事業「外国人患者受入れ情報サイト」

このサイトは外国人患者を受入れる医療機関の質の確保をはかるため、厚生労働省の補助事業の一つとしてメディフォン株式会社が運営しています。

[総合トップページ](#)



外国人患者受入れ情報サイト

▶ [医療機関向けページ:トップ](#)

▶ [地域関係者向けページ:トップ](#)

外国人患者対応や受入れ体制整備に役立つ情報がみつかる



外国人患者対応に今すぐ
使える言語資料が欲しい

外国人患者受入れ体制整備
について学びたい

▶ [医療機関向けページに行く](#)



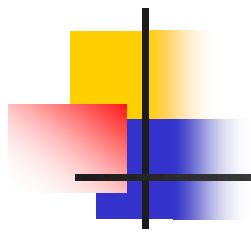
他の自治体の外国人患者受入れ
体制整備の取り組み事例を知りたい

地域の協議会開催の
参考となる資料を見つけない

▶ [地域関係者向けページに行く](#)



新型コロナウイルス感染症関連の情報を見る



ご清聴ありがとうございました。